

## 三井物産における買弁の廃止と中国人の雇用

呉 起

### Abstract

This paper attempts to clarify how Chinese employees were used by Mitsui Bussan in China. Prior to the Sino-Japanese War of 1894-1895, Mitsui Bussan mainly conducted business with Chinese merchants through compradors (Maiban). According to the situation of the branches in China, Mitsui Bussan gradually abolished compradors since 1898. Instead, Mitsui Bussan began to employ Chinese as drummers (Paojie) and managers to replace compradors. Since then, Chinese employees had played an important role in currency business, advancing into non-commercial ports and dealing with Chinese boycotts of Japanese products for Mitsui Bussan.

キーワード……三井物産 中国人 買弁 従業員

### はじめに

本稿の課題は、日清戦争以降、三井物産がどのような人材を雇用して中国での活動を展開したのかを明らかにすることである。三井家同族会管理部の専務理事の益田孝が、明治37(1904)年8月10日の三井物産支店長諮問会の席上で「我社ノ資本ハ金ニアラスシテ人材ナリ」と述べたように、三井物産は人材の育成を重視していた<sup>1)</sup>。三井物産が日清戦後中国での活動を拡大すると、中国における人材の確保が三井物産にとって重要な課題になっていった。この課題に三井物産がどのように対応したのか、という点を解明する。

三井物産の人材の育成と雇用については、すでに研究蓄積がある<sup>2)</sup>。本稿が分析する中国における人材の育成と雇用についても重要な先行研究がある。たとえば、山下直登氏は日清戦後の三井物産の中国での活動において、中国人の買弁に代わって清国商業見習生や支那修業生など三井物産によって育成された日本人の人材が大きな役割を果たしたことを解明した<sup>3)</sup>。一方、山藤竜太郎氏は上海支店を事例に三井物産の買弁の廃止の過程を具体的に分析した<sup>4)</sup>。

これらの研究は総じて買弁の廃止に注目する。そして、三井物産が買弁を全廃したことで中国人と直接取引するようになったことを評価している。その一方で、買弁以外の三井物産における中国人の雇用についてはほとんど考察の対象になっていない。本稿はこの点に留意して、三井物産とそこで雇用された中国人の関係の多面性を明らかにする。

本稿では以下のように分析を進める。第1に、三井物産が買弁を一律に全廃した、という通

説的見解を再検討する。第2に、三井物産が買弁以外にどのような中国人と雇用関係を結んで業務を展開したのかを考察する。第3に、中国の商慣行における中国人従業員の役割を解明する。

## 1 買弁の使用と廃止

まず、日清戦争以前における三井物産と中国人の関係について考察する。この関係の中核は買弁である。買弁とは、中国商人と外国商人の取引を仲介する中国人であり、コンプラドールとも称された。買弁はその雇用主の外国商人から給料を得る一方で、取引ごとに売手と買手の両方から手数料を獲得する。買弁は、一面では外国商人の従業員であるが、他面で自分の手下を有する仲介商人である。怡和洋行（ジャーディン・マセソン商会）などアヘン戦争後に中国に進出した欧米商社のほとんどがこの買弁に依拠して商業活動を行っていた<sup>5)</sup>。

三井物産を代表とする日本商社も、欧米商社と同様に買弁を使っていた。三井物産取締役の渡辺専次郎は、この買弁の利用について、明治40（1907）年7月22日の支店長諮問会の席上で、次のように述べている。

元来我社営業ノ昔ニ遡リテ考フレハ我々カ海外貿易ノ為サントスルモ其地ノ言語ニ通セス風俗習慣ヲ知ラス、況ヤ商取引ノ事ノ如キハ一モ知ル所ナキ所ヨリ、先ツ其地ノ事情ニ通スルモノヲ利用シ之ノ介シテ其商売ヲ為スト云フカ如キ順序ニシテ、支那地方ニ於テモ即チ買弁ヲ雇ヒ之ヲ介シテ商売ヲ為シタル次第ナリ<sup>6)</sup>。

すなわち、中国に進出した際にその言語や風俗習慣はもとより商慣習に精通する人材を欠いていたため中国人の買弁を仲介にして商業活動を行った、とその利用の理由を説明している。

三井物産は、日清戦争以前にあつては上海・香港・天津に店舗を持っていた。これらの店舗はいずれも買弁を使用していた。上海支店は、明治11（1879）年4月から金仰菘という買弁を使っていた。天津出張店は、明治24（1891）年から戎吉順を買弁として雇い入れていた。香港支店は、明治19（1886）年以来、鄧維という買弁を使った。同人が、明治30（1897）年4月の事故で死亡した後、彼の実弟の鄧曇がその地位に就いた<sup>7)</sup>。

日清戦後に新設された三井物産の中国の店舗でも買弁が広範囲に利用された。日本の植民地になった台湾の最初の支店である台北支店はその典型である。これを取りあげて考察する。

三井物産は、明治29（1896）年11月に台北支店を設置して台湾烏龍茶の取引に参入し、そのアメリカへの輸出を計画した。しかし、台湾烏龍茶のアメリカ向け輸出は義和（怡和）洋行や和記洋行など6軒の欧米商社に独占されていた。三井物産は、欧米商社の独占を打破するために台湾烏龍茶の取引に精通していた怡和洋行の買弁を雇い入れた。この買弁の弟も怡和洋行

の買弁であり、台北の商業界で大きな影響力を持っていた。三井物産は彼らを利用して台湾烏龍茶の取引に参入していった<sup>8)</sup>。

この台湾烏龍茶の取引のように中国における商取引での買弁の利用によって三井物産は利益を得ることができた。しかし、その一方で買弁の使用には様々な問題が付随していた。特に、買弁に支払う手数料の高額さが三井物産にとって弊害となっていた。買弁は三井物産から給料を得る一方で、取引ごとに手数料を獲得する。この手数料はしばしば三井物産の純益を上回ることになった。

香港における綿糸取引を事例にこの点を考察する。三井物産は香港で日本綿糸を販売していた。取引のリスクを負う三井物産の純益は取引高の 0.5~0.7% でしかなかったが、買弁はリスクをほとんど負うことなく取引高の 0.75% (売り手である三井物産から 0.25%、買い手から 0.5%) の手数料を得ることができた<sup>9)</sup>。

買弁の弊害を認識した三井物産は買弁廃止の方針を打ち出すことになる。益田孝は、明治 31 (1898) 年 10 月 22 日から 11 月 24 日にかけて台北支店・香港支店・上海支店を視察して『台香上出張復命書』と題する視察報告書を 12 月に作成した。その中で、「外国人ニシテハ苟モ店舖ヲ開スル以上ハ一日モ買弁勿ルヘカラズ既ニタヒ之僱使センカ商業主ハ彼ノ掌中ニ翻弄セラレ不知不識ノ間彼カ為ニ生血ヲ吸収セラレ了ス」と、買弁の弊害を指摘している。さらに彼は「我社ニ於テ前年来買弁廃止ノ方針ヲ執リ詰員ヲシテ語学ヲ研修セシメ支那人ト親密ノ交ヲ結ビ彼等ト直接取引ヲ開始シ以テ欧米人等ト支那貿易場里ニ角逐スルノ策ヲ樹テタル所以」と買弁の廃止に取り組んだことを記している<sup>10)</sup>。三井物産は、中国市場において欧米商社と競争する方策として、買弁を廃止して中国人と直接取引することを選択したのである。

これを契機に中国における三井物産の店舗は、次々と買弁を廃止していった。上海支店は、明治 32 (1899) 年 7 月に買弁の金仰蓀以下 9 名に手当金を支給して解雇した<sup>11)</sup>。天津支店は、明治 33 (1900) 年 12 月に買弁の戎吉順に慰労金 1,000 ドルを支給して解雇した<sup>12)</sup>。台北支店も明治 34 (1901) 年 6 月に買弁を解雇し、そのうち勤務成績が最も優秀だった李瑞遥他 3 名に慰労金 1,000 円を支給した<sup>13)</sup>。香港支店も、明治 35 (1902) 年 8 月に買弁の鄧曇を解雇した。

三井物産は、買弁を解雇する一方で、明治 31 (1898) 年 4 月に「清国商業見習生規則」を、明治 32 (1899) 年 1 月に「支那修業生規則」を制定して日本人を清国商業見習生や支那修業生として育成し、彼らを中国業務に当たらせるようになる<sup>14)</sup>。

三井物産の買弁廃止と清国商業見習生や支那修業生の育成と使用については、すでに先行研究によって綿密な分析が加えられている。たとえば、山下直登氏は次のように述べ、三井物産の東アジア市場進出における買弁廃止の意義と清国商業見習生や支那修業生の役割を高く評価している。

物産の東アジア市場進出以来海外支店で使用されてきた買弁は、1900 年代にはいずれも廃

止され、ここに本格的な意味で物産の直取引がおこなわれるようになったのであるが、それはとりもなおさず、買弁に代る人材の養成が実効をあげ始めたことを示すものであり、清国貿易見習生・支那修業生制度こそが、まさにそれであったのである<sup>15)</sup>。

しかし、三井物産の買弁は本当に全廃されたのであろうか、そしてまたその役目は完全に清国商業見習生や支那修業生によって代行されたのであろうか。たしかに上海支店と天津支店の買弁の廃止は早期に実施された。しかし、その一方で香港支店の買弁の廃止は必ずしも順調には進展しなかったようである。次に、この香港支店の買弁の廃止の過程を検討し、買弁の全廃という通説を再検討する。

益田孝は、明治 31（1898）年 11 月に香港支店を視察した際、同支店の販売掛以外は買弁を用いず直接、得意先と取引することを指示した。さらに、この販売掛の買弁に売掛金の回収の保証責任を負わせた<sup>16)</sup>。また、香港支店は、倉庫などの設備がなかったため石炭の受渡業務は依然として買弁に一任されていた。しかし、買弁の盗炭などが発生し、その弊害は少なくなかった。たとえば、香港支店は、明治 34（1901）年の同支店所有の 400 トンの石炭の内、72 トンが買弁による盗難の被害を受けた。これを契機に、三井物産は石炭の受渡業務における買弁の廃止を断行し、苦力を直接使役するようにした<sup>17)</sup>。この業務における買弁の廃止を決定したが、実際には「従来ノ慣習上絶対ニ全廃ヲ期スル事ヲ得スニテ依然種々ノ弊害ヲ伴フテ黙認スルノ状態ニアリシ」と大正 13（1924）年 4 月の『香港支店沿革』には記されており、香港支店は買弁の全廃を実施できずにその一部の業務における買弁の使用を黙認せざるを得なかった。香港支店の買弁およびその配下の中国人が全廃されたのは日露戦争後の明治 40（1907）年 6 月 9 日のことである<sup>18)</sup>。このように、香港支店は、最終的には買弁廃止に成功したが、同地の状況に規定されてそれは容易には進展しなかったのである。

香港支店の管下にあった廈門出張所は買弁の廃止にさらに苦慮した。廈門出張所は、従来、買弁に取引先の信用を調査させて商売を行っていた。同出張所は、買弁の廃止により取引先の信用を調査する手段を失ってしまった。これが原因で同出張所は不振に陥ることになる。こうした状況の中、香港支店長代理の中丸一平は、明治 37 年（1904）年 8 月 12 日の支店長諮問会の席上で「此迄ノ純然タル買弁ニアラストモ何トカ方法ヲ設ケテ其間ニ入ルモノヲ置キテハ如何ト目下研究中ナリ」と、買弁に代わる取引先を調査する方法を模索している、と報告している<sup>19)</sup>。

このように三井物産には、買弁に依拠せざるを得ない業務部門を持つ支店があった。この点について、さらに三井物産の台湾砂糖の取引における事例を取りあげて検討したい。まず、台湾砂糖の取引の概要を示しておきたい。

日清戦後の台湾における砂糖は主に糖廊と呼ばれた旧式の砂糖製造所によって製造されていた。糖廊には、甘蔗栽培者が自ら協同して組織したものもあれば、商人が独自に組織したもの

もあった。いずれも水牛を使用して甘蔗の液を絞り砂糖を製造した。糖廊は、仲立人の手を経て砂糖問屋である糖行に砂糖を売却する。糖行はさらに買弁を通じて外国の輸出商に砂糖を販売する。買弁は糖行や仲立人を経ずに、直接糖廊から砂糖を買い付けることもあった。欧米の砂糖輸出商の多くはこの買弁を使って砂糖を買い付けることになる<sup>20)</sup>。

三井物産の台北支店は、明治34(1901)年6月に買弁を廃止したが、砂糖の取引では買弁の使用を継続した。三井物産は、台湾における最も重要な砂糖輸出港である打狗と安平で買弁を使用して砂糖の買付を続けたのである<sup>21)</sup>。

なぜ三井物産は台湾砂糖の取引で買弁を使用し続けたのであろうか、この点を解明するには、台湾砂糖の取引における買弁の位置づけや役割をさらに分析する必要がある。この点を次に考察する。台湾砂糖は主に糖廊によって製造されたが、彼らの多くは資金力に乏しかった。そこで、糖廊は砂糖の製造期の前に糖行を仲介として買弁から、ないしは直接買弁から資金を借り入れる必要があった。一方、買弁はその雇用主の輸出商から資金を得て糖廊に貸し付け、その引き換えに糖廊から製造された砂糖を引き取るという仕組みになっていた<sup>22)</sup>。

三井物産は、こうした台湾砂糖の取引における慣習に依拠して買弁と砂糖の買付の契約を結び、砂糖1担につき1円を買弁の仲介料とし、糖廊に融資して砂糖を確保した。買弁には、1ヶ月50円ないしは100円程度の給料を支給する以外に、砂糖1担につき半斤ずつの口銭も与えられた<sup>23)</sup>。

三井物産は、この口銭を減らすために買弁を介さずに糖廊に直接、資金を貸し付けることを検討はしたが実行できなかった。この理由を確認しておきたい。三井物産の調査課長心得の松田宗則は、明治37(1904)年5月、台湾に出張し砂糖取引の調査を行った。その調査に基づき、松田は、同年8月11日の支店長諮問会の席上で台湾砂糖の取引における買弁の必要性を次のように語っている。

今日の處此買弁使用法以外ニテハ糖廊ニ直接金ヲ貸與スルコトヤ、此法ハ砂糖製造所直接連絡ヲ取ルコト故ニ其中間ニ入ル者ナキ為買弁ヲ使用スルヨリモ却テ好都合ナルカ如シト雖トモ其手数ト煩雜ハ容易ナラサルノミナラス、纏リテ責任ヲ負フモノナク箇々ニ分立スル事故其取締ニモ人手ヲ要シ且糖廊ナルモノハ前ニ申上タル如ク資力ナケレバ遂ニ各所ニ貸倒ヲ生スルヲ免レス、故ニ我社ノ如キモノニ在テハ目下ノ所先ツ矢張り買弁組織ニ依ルノ外ナカルヘシ<sup>24)</sup>。

すなわち、糖廊への資金の貸し出し方法が極めて複雑でリスクが高かったために三井物産は、これまでのように買弁を仲介して糖廊に資金を貸し付け「其内部ノ面倒ナル手数ト責任ハ凡テ『コンプラドール』ニテ負担セシムル事」にしたのである<sup>25)</sup>。この点について、経済学者の根岸侑は、昭和23(1948)年11月に上梓した『買弁制度の研究』と題する書籍の中で、「三井物

産会社は買弁廃止の先駆者として有名であるけれども、台湾に於いて直接製糖業者と取引することを危険なりとし、特に買弁を招聘した」とも証言している<sup>26)</sup>。

三井物産はこのような買弁の仲介の排除を検討する中で、砂糖製造の方法の改変も企図するようになる。三井物産には、水牛を動力とする旧式の糖廊に代わって機械を動力とする新式の製糖工場を砂糖の供給先とし、買弁を仲介せずに砂糖流通を行なうべきである、という意見を出す者がいた。しかし、これも台湾の新式の製糖工場の発展が進展しなかったため成功しなかった。

日清戦争後にあつて、台湾総督府が砂糖業の発展を奨励したため、随所に新式の製糖工場が建設されたのである。三井物産は、台湾製糖会社や維新製糖合股会社などの新式の製糖工場に資金を融資し、その製品の一手販売権を獲得した。しかし、台湾製糖会社以外の台湾の新式の製糖工場は、機械の故障などの原因で十分な成績を上げられなかった<sup>27)</sup>。つまり、三井物産が新式の製糖工場から買い付ける砂糖の量は計画通りには増加しなかったのである。

三井物産は、結局、台湾砂糖の取引における買弁の廃止を当面は断念せざるを得なかった。大阪支店長の福井菊三郎は、明治 37（1904）年 8 月 11 日の支店長諮問会の席上でこの点について、下記のように発言している。

今日ヨリ台湾糖ニカヲ入レ之ヲ以テ外国ノ砂糖商売ニ代ラシムル組織ニナスヲ必要トス、其手段トシテ台湾製糖会社ノ如キモアリ其途モ附キ居ルカ、我社ニテ最モ安心ナルハ土人ニ完全ナル連絡ヲ付ケ而シテ成ルヘク広く我手ニ買入ルハコトニ今ヨリ着手スルヲ宜シトス<sup>28)</sup>

すなわち、台湾製糖会社などの新式の製糖工場との関係を維持した上で、当面は買弁を通じて糖廊からできるだけ多くの砂糖を買い入れる、という方策になったのである。

より多くの砂糖を確保するために三井物産は買弁への依存度を増しただけなく、その人数を増加させることになる。買弁は取引関係のある糖廊を、各自の勢力範囲としていた。買弁を雇用するという事は、その買弁の勢力範囲にある糖廊の砂糖を買い付けることが可能になるのである。しかし、買弁には、それぞれ雇用主の輸出商がいた。三井物産は、ほかの輸出商に所属している買弁と契約して新たな関係を築こうとする<sup>29)</sup>。すなわち、台湾砂糖の取引において、三井物産は買弁を廃止するどころか、逆にそれを増加させるのである。

以上のように、買弁の廃止は、三井物産の基本方針として実施されたことを否定するものではないが、それは決して一律に実施できたわけではなかった。三井物産は、各支店とその業務の状況に応じて買弁の廃止を行った。台湾砂糖の取引のように買弁を存続させ、さらには増加させた場合もあった。

また、買弁の解雇は買弁との関係の断絶を意味するわけではない。買弁を解雇した際に、三

井物産が高額な手当金を支給したのは、単に彼らの貢献を慰労しただけでないのである。買弁との関係を維持して彼らのネットワークを引き続き利用する、という狙いがあったのである。たとえば、三井物産は、明治35（1902）年4月、かつて買弁だった金仰菘らと共同で、中国人の興泰紡を買収して上海紡績会社を組織している。また、金仰菘を三井物産が代理店を務めた雲龍会社の株主に就任させている。

## 2 中国人従業員の雇用

三井物産は、買弁を廃止する以前にあって買弁の他にも中国人を使用していた。しかし、これらの中国人の多くは雑務を担当していただけだった。表1は、明治26（1893）年12月時点で三井物産上海支店が使用していた日本人と中国人の従業員の状況を示したものである。表1によると、上海支店で雇用されていた中国人は日本人を上回っていたことが確認できる。中国人のうち、帳房主任を務めていた金仰菘は買弁でもあり、帳房補助の楊定写と帳房小使の阿栄は彼の手下であった（彼らは、明治32年7月に買弁の金仰菘とともに解雇された）。買弁とその手下以外の中国人は、主に小使いとして雑用に当たり、給料も日本人と比較して極めて低廉であった。

表 1 三井物産上海支店の従業員（明治 26 年 12 月現在）

日本人			中国人		
姓名	役名	月給（円）	姓名	役名	月給（円）
小室三吉	支配人	170.00	金仰蓀	帳房主任	25.00
山本条太郎	売買方主任	60.00	楊定写	補助	
沢松好之	売買方付	57.00	王芸孝	出納掛	
安田錐蔵	勘定方主任	40.00	錦栄	昆布掛小使	5.00
石田清直	棉花公司	40.00	阿源	石炭掛小使	7.00
藤田悦次郎	売買方付	25.00	阿伍	同	6.00
島田条太郎	同	25.00	来生	店内小使	2.00
松永多吉	同	18.00	阿五	店方小使	5.00
井上泰三	船舶方付	17.00	阿川	同	2.75
大口久太郎	保険方	17.00	阿宝	同	2.75
中山寿郎	元方付	17.00	阿栄	帳房小使	3.00
山本庄太郎	勘定方付	15.00	阿伍	賄方小使	6.00
小柳七四郎	売買方付	9.00	阿祐	同日本料理方	5.00
西川安太郎	勘定方付	8.00	阿元	同小使	4.00
今井鋏太郎	同	5.40	阿成	同	2.75
石岡圭彦	船舶方付	4.50	曇生	同	1.50
木村正介	勘定方付	3.00	慧川	別宅小使	4.00
山中茂	雑務方	15.00	芸慶	同	
岩中永四郎	売買方付	9.00	栄才	西洋料理人	10.00
			阿和	賄方下働	2.50
			徳全	人力車夫	5.50
			阿坤	同	5.50

（出所）「上海支店誌」『支店、出張所巡察報告書』1893 年（三井物産所蔵資料物産 287）。

上海支店に続いて、同時期の香港支店についても見ておきたい。香港支店で雇用されていた中国人は多数に及んだ。香港支店には、支配人の福原栄太郎を含めて日本人の従業員は 6 名に過ぎなかったが、中国人は 14 名であった<sup>30)</sup>。

三井物産は、明治 31（1898）年以降買弁の廃止を推進したが、買弁以外の中国人を雇用し続けていたのである。この点について昭和 53（1978）年 7 月の『稿本三井物産株式会社 100 年史』は、次のように記している。

こうして上海支店は明治 32 (1899) 年、天津支店は同 33 年、台北支店は同 34 年、香港支店は同 35 年、それぞれコンプラドールの使用を中止することにした。そのため、かつて中国人のなかで業務にたずさわった経験者から希望者をつのって、あらためて備員として支店に雇入れるなどの方法を講じたのであった<sup>31)</sup>。

すなわち、三井物産は買弁を廃止したが、買弁以外の職歴を持つ経験ある中国人を再雇用していたのである。

三井物産は、買弁以外の中国人を再雇用しただけでなく、新たな中国人も雇い入れるようになった。そして、三井物産は従来の小使いなどとは異なり中国人を高いポジションに付けて買弁の役目を代行させようとする。三井物産における中国人の雇用について、三井物産専務理事の渡辺専次郎は、明治 40 (1907) 年 7 月 22 日の支店長諮問会の席上で、次のように発言している。

満州地方ノ如キハ新タニ支店ヲ置キ又内地ノ各方面ニ出張員等ヲ設置シアルヲ以テ買弁制度ノ如キアル点迄ハ必要ナルヤ知ラ子ト、併シ従来ノ買弁制度ハ一切之ヲ廃止スルコト、シタシ、万一止ムヲ得サル場合即チ支那ノ土人ヲ雇ヒテ利用スル方便ナルコトアラハ之ヲ利用スルコトハ宜カルヘキ<sup>32)</sup>。

このように三井物産は買弁を廃止したものの、それに代わって中国人（「支那の土人」）を雇用して使役するほうが「便利」だと考えたのである。中国人は三井物産において多様な役目を担っていたが、その中でも特に重要だったのは跑街と番頭である。次に跑街と番頭について考察する。

上海支店員の石田清直は、明治 31 (1898) 年 9 月 12 日から 11 月 4 日まで芝罘の商業状況について調査し、それを『芝罘商業事情一斑』と題する報告書にして 12 月 8 日に上梓している。この報告書から、中国商店の仕組みについて綿密な調査が実施されたことが分かる。まず、この報告書に依拠して跑街を解説する。

跑街とは中国商店の外回りを担当する役職である（上街的夥計とも称された）。跑街は市場の状況を調査するとともに、市場で発生した問題や取引先の信用などの情報を商店主（掌櫃）に報告する役目を負っていた。それと同時に、商店主の指示により取引先との売買契約の約定や商品の受渡を業務としていた。さらに跑街は店員の店外での活動を内偵して商店主に報告するなど、商店の取締活動も担っていた。このように跑街は商店の情報面や管理面において重要な役目を果たし、商店にとって不可欠な存在であった。それゆえ、中国の商業中心地である上海の大規模商店における跑街の月給は 50 両から 60 両にも達していた。芝罘の商店などでも通常

は4名から5名の跑街を使用し、彼らの年給は20吊（1吊は銅錢1,000枚）から150吊ほどであった<sup>33)</sup>。

明治31(1898)年10月から11月にかけて三井物産の中国における支店を視察した益田孝は、石田の報告書を高く評価するとともに跑街の役割に着目した。彼は、横浜の欧米商社での勤務時に、中国人の買弁が跑街を市中に放って商況や商人の信用などを調査させていることを知っていた<sup>34)</sup>。益田は、今回の中国視察を踏まえて中国人の跑街の採用を指示したのであった<sup>35)</sup>。これを受けて、三井物産は、明治31(1898)年12月10日に「上海支店服務規程」を設けて、中国人の跑街の採用を決定し、3名ほどを跑街として採用した<sup>36)</sup>。「上海支店服務規程」によると、跑街は「一、常ニ取引先ヲ訪問シテ要務ヲ聞合ハスコト」あり、さらに「二、商務上ニ關スル種々ノ事項ヲ探知シテ支配人又ハ各掛ヘ報告スルコト」を行う、と記されている<sup>37)</sup>。

上海支店に続いて香港支店や台北支店などでも中国人の跑街が採用されることになった。たとえば、台北支店は7名の跑街を雇用し、それぞれの得意な業務に当たさせた<sup>38)</sup>。跑街は、三井物産にとって有用であり、買弁の役目の一部を代行する者も出てくるようになった。跑街が果たした役割の中で、特に重要なのは取引先の信用の調査である。なぜなら、前述した厦門出張所の事例からも分かるように、日本の商社である三井物産にとって中国商人の信用度を調査するのは困難だったのである。たとえば、上海支店の棉花掛は、錢莊出身の中国人を跑街として雇い入れている。彼は、上海の各錢莊に知人がおり、上海支店の取引先の信用を調査するのに長けていて貴重な情報をもたらすことができた<sup>39)</sup>。

三井物産は、中国人をさらに地位の高い番頭として雇用するようになる。三井物産の社則第7条3節には「番頭タルモノハ宜シク諸商売取扱ノ手順物品ノ相場其他一切商事関係スヘキヲ詳悉スヘシ、且廣ク他ノ商売ト交通シ、若シ本社ノ得失ニ関スヘキ聞見アレハ速カニ元方ニ報告スヘシ」とあり、番頭は広い裁量権が与えられていた<sup>40)</sup>。この三井物産における中国人の番頭の役割について考察する。

三井物産は、中国における綿糸布の販売や大豆などの農産物の買付においてつねに中国人の間屋を仲介させなければならなかった。間屋を経て得意先と取引するには、それに口銭を支払わなければならなかった。この口銭などの経費を削減するために、三井物産は中国人を番頭として起用し、間屋を経ずに得意先と直接取引することを試みる。

日清戦争の直後、三井物産の香港支店と天津支店は、すでに市中に分荘を設置して番頭を筆頭に各部署で中国人を使用し、中国商人と同様の方法で綿糸布を販売できる体制を整えた<sup>41)</sup>。日本の勢力が大きかった中国東北地域でも、三井物産は中国人を番頭として雇用した。中国東北地域でも外国商人が綿糸布などを販売するには間屋の仲介が必要だった。三井物産も例外ではなく、主に間屋を介して綿糸布を売却していた。その際、通常、綿糸布の代金の取立ては問屋によって行われた。しかし、問屋は三井物産から預かった綿糸布を自己のものとして売り捌き、利益を得るなど不当行為があった。たとえば、問屋は、綿糸が90両の相場の時、100俵を

買い手に先売りした。綿糸の相場が 88 両に下落したら、88 両の相場で綿糸 100 俵の購入を三井物産に申し込む。三井物産は問屋の 90 両で先売りを知らずに 88 両で問屋に売却する。この場合、問屋は口銭以外に、2 両の利益を得ることができる。このように問屋を通じた販売には弊害があった。この弊害の矯正について営口支店を事例に見ていくことにしよう。

経費の削減と市況の把握のために三井物産は、明治 40 (1907) 年 1 月に営口の中国商人から店舗を借りて分荘を設置して綿糸布の販売を開始した。綿糸布取引に熟知している中国人を番頭として雇い入れ、直接、市中の問屋や市外の顧客に綿糸布を売り込ませた。中国人の番頭はこの分荘から市況を営口支店に通知し、綿糸布の取引高を報告した。営口支店は番頭の報告に基づいて綿糸布の値段を設定する。こうして三井物産は中国人の番頭を雇用することで好成績を上げることができた。この点について営口支店長の井上泰三は、明治 40 (1907) 年 7 月 27 日の支店長諮問会の席上で「此ノ如ク直接販売ヲ為ストキハ其結果トシテ他ノ問屋カ我々ニ秘シテ先売先買ヲ為スコト能ハス、即チ此利器ヲ我々カ有スル以上ハ従来ノ如キ問屋ニ翻弄セラルハコトヲ避クルノ方法トモナルヘシ」と述べ、中国人の番頭による「直接売買」の有効性を示唆している<sup>42)</sup>。

三井物産は、綿糸布などの商品の販売だけでなく、大豆などの農産物の買付にも中国人の番頭を使用するようになる<sup>43)</sup>。明治 39 (1906) 年 7 月 23 日の支店長諮問会において、上海支店長の山本条太郎と営口支店長の井上泰三の間に、大豆の買付について、次のようなやりとりがあった。

山本 我々カ現今取扱ハシメ居ル支那人ノ地位ニ立チ自カラ問屋トナルコトハ困難ナルヤ。  
井上 其事モ大分考ヘツハアレトモ何分我々外国人ナレハ支那人ト互ニ往来シテ煙草ヲ飲ミ合フトカ茶ヲ飲ムト云フ事ヲ為シ悪キ場合モアリ、故ニ今日ノ所ニテハ『デパートメント』ヲ作り此ニ支那人ヲ使用シ豆粕ノ仕入又は大豆仕入、解下ヨリ本船積込迄ノ事ヲ取扱ハシメントノ考ヲ有シ折レリ、左スレハ問屋ニ口銭ヲ支払フノ必要モナクシテ益々有利ノ地位ニ立ツヘシ、併シ之ニハ三井洋行ノ名ヲ以テスルコト能ハサレハ他ノ支那人ノ名ニ於テスルヲ可トス<sup>44)</sup>。

すなわち、大豆の取引において問屋を仲介するのが不便だったので、三井物産は中国人を雇用し、さらには中国人の名義で大豆の買付などの業務を行ったのである。

三井物産が中国東北地域の内陸部に店舗を設けて大豆の奥地買付を行う際にも中国人の番頭が重要な役割を担った。たとえば、三井物産は、明治 39 (1906) 年 11 月に出張所を長春に設置して問屋との取引を行う際、中国人の番頭を雇用して長春の市況や問屋を監視させた。この中国人の番頭の下には 5 名から 6 名の中国人が配置されていた<sup>45)</sup>。

以上のように、三井物産は中国商人の商取引と雇用形態に準じて、経験ある中国人を跑街や

番頭として雇用し、その中国進出を急速に展開していったのである。

### 3 中国の商慣行における中国人従業員の役割

跑街や番頭以外にも中国人は三井物産の中国の支店で広く雇用されていた。特に以下の3点で重要な役割を担っていた。第1に貨幣の鑑定である。第2に未開港地への進出である。第3に対日ボイコット運動への対応である。第1の貨幣の鑑定における中国人従業員の役割から考察する。

清末の中国においては各種の金融機関が発行する多様な貨幣が併用されていた。これらの貨幣の真偽の鑑定は、外国商人には極めて困難であった。外国商人は、通常、貨幣の鑑定を買弁に委託していた。買弁は通常その雇用主の外国商店内に帳房を設け、貨幣の鑑定や出納などの中国商人との金銭業務を執行した<sup>46)</sup>。三井物産も当初、同様の形態で業務を行っていた。前述した上海支店の買弁である金仰蓀が帳房の主任を務めたのはその一例である。

上海支店は、明治32（1899）年7月買弁を廃止した後、それに代わって出納掛に4名から5名の中国人を採用して貨幣の鑑定に当たらせた<sup>47)</sup>。この点について、農商務省商工局員の吉田虎雄は、明治35（1902）年11月に出した『支那貿易事情』と題する本の中で「三井物産か近時之（買弁）を廃して商品取引上の或る弊害は之を除去することを得たるも貨幣の出納手形の鑑定に至りては依然之に経験ある支那人を使用する」と証言している<sup>48)</sup>。

日本の商社の多くは、三井物産に倣って中国での買弁を廃止しようとしたが、中国の貨幣制度や金融システムが複雑だったためこれらの点については中国人を依拠しなければならなかったのである。

これは中国に進出した日本の銀行も同様であった。この点を付言しておきたい。三井財閥の中軸銀行であった三井銀行は、大正6（1917）年12月に中国に進出して上海支店を設置して以降、買弁を雇用し続けた<sup>49)</sup>。このように、日本の銀行にとって併存する複数の中国貨幣や複雑な金融システムに対応するためには中国人、とりわけ買弁などの力が必要だったのである。

第2に三井物産の中国の未開港地への進出における中国人の役割を考察する。日清戦争以前の中国において、三井物産は主に上海のような大きな開港場に拠点に置いて活動を展開していた。日清戦争後にあつて中国における業務の拡張にともない、三井物産は、開港場だけでなく、未開港地にも店舗を設置する必要に迫られることになった。しかし、未開港地では日本人を含む外国人が拠点を設置して貿易を行う権利はなかった。三井物産がこうした状況をどのように対処したのか、という点を、三井物産の張家口における出張員の配置を取り上げて考察する。

張家口は、直隸省北西部にある都市である。三井物産の天津支店は、明治39（1906）年末に店舗を張家口に設置して商取引を開始しようとした。しかし、張家口は未開港地で、日本人の名義での商取引は許可されていなかった。そこで、三井物産は3人の中国人を雇用して経営の

全権を委ねるとともに、その監督者として1名の日本人を張家口に派遣した。給与以外に張家口での商売の純益の1%を賞与金として雇用された中国人たちに与えた。こうして、張家口の商取引を開始することができた。天津支店長の安川雄之助は、明治40(1907)年7月30日の支店長諮問会の席上で「此方法幸ニシテ成効セハ更ニ尚奥深キ内地ニ立入り商売ヲ為シタキ希望ナレトモ、何分ニモ支那人ヲ以テ当ラシメツ、アリテハ、意ノ如ク運ハサルヘキモ、併シ内地商売ヲ始ムルーノ手段トシテハ頗ル興味ナルモノナルヘシ」と述べ、未開港地での商取引における中国人雇用の有効性に期待を表明した<sup>50)</sup>。日本人が自ら商取引ができない未開港地への進出における中国人の役割の重要性が認識されるようになったことが確認できる。

第3に対日ボイコット運動への対応における中国人の役割を検討する。明治41(1908)年3月の辰丸事件による対日ボイコット運動を嚆矢に日本に対抗する手段としてボイコット運動が中国人によって頻繁に行われるようになった。三井物産もこれらの対日ボイコット運動の影響を受けることになった。

対日ボイコット運動の原因は複雑であったが、その発生の要因の1つが買弁の廃止による日本商人と中国人との意思疎通の欠如であった<sup>51)</sup>。このような状況に三井物産がどのように対応したのかを見ていきたい。三井物産は買弁を廃止したものの対日ボイコット運動による損害を軽減するために中国人との親密な関係を維持するように努めた。上海支店長の藤村義朗は、大正4(1915)年7月5日の支店長会議の席上で「支那人ト親密ナル関係ヲ作ル為平素店長、店員ニ等支那人ト交際シ親密トナリ置クト共ニ支那人全体ニ対シ西洋人ト同様ニ劣等視シテ輕蔑スルカ如キコトハ絶対ニ此ヲ改良セサルヘカラス」と述べ、中国人との親密な関係の維持が対日ボイコット運動への対応策の1つとして有効である、と提起している<sup>52)</sup>。これは、主に一般の中国人への対策だったが、三井物産は雇用関係のある中国人にも同様な態度を取った。三井物産と関係のある中国人を対日ボイコット運動に参加させないようにするとともに、彼らに一般の中国人の対日ボイコット運動への参加の阻止を期待したのである。

このような方策は多分に成功したようである。この点を五・四運動の時に栄魁という苦力頭の活動を事例に考察する。三井物産と関係のある中国人が対日ボイコット運動でどのような役割を果たしたのかを明らかにする。

ベルサイユ条約の結果に不満した中国人が、大正8(1919)年5月4日、反帝国主義・反封建主義を掲げる愛国運動を起こした。いわゆる五・四運動である。対日ボイコット運動はその重要な一端をなした。五・四運動に呼応して、中国人の苦力たちは日本の貨物の荷役を拒否するようになる。

日本郵船会社などの日本企業は、苦力のストライキによって大きな損害を蒙ることになった。これに対して、三井物産上海支店の荷役は苦力によって滞りなく処理された。なぜならば、三井物産が雇用していた栄魁という苦力頭が献身的に三井物産のために働き続けたからである。栄魁は、五・四運動の最中に「日本人ノ為ニ働クハ甚タ不都合ナリ、若シ尚ホ依然日本人ノ為

メニ働クナラハ爆裂弾ヲ投スヘシ」との脅迫状を受けたが、決して三井物産の荷役に支障はきたさせない、との決心を三井物産に伝えている。栄魁が命を顧みずに尽力したのは、上海支店長の野平道男が、大正 8（1919）年 9 月 13 日に開かれた支店長会議の席上で指摘したように、「全ク歴代支店長ノ眷顧ヲ加ヘラレタル結果」であった<sup>53)</sup>。すなわち、苦力のような地位の低い中国人の従業員にも三井物産は関心を払っていたのである。栄魁はそれを恩儀に感じて働き続けたのである。

また、中国人を雇用することは三井物産にとって経費の面でも利益があった。すなわち経費の節減になったのである。香港支店を事例に説明する。大正 10（1921）年の香港では日本人の給料は欧米人よりも高額だった。それゆえ三井物産の香港支店は、日本人の雇用を削減して給料の低い中国人の学卒者を雇用するようになる。中国人の雇用は経費を節約するとともに、中国人との関係を密接にすることができた。香港支店長の津田弘視は、大正 10（1921）年 6 月 23 日の支店長会議の席上で「支那人トノ関係ヲ密ニシ我々モ低廉ナル給料ヲ以テ経費ノ節約ヲ計ランカト」と述べるとともに「今後本店使用人ヲ減スルト同時ニ、支那人ノ店限雇増加スルヤ」と述べ、中国人の雇用の優位性を主張している<sup>54)</sup>。

1910 年代に入ると、三井物産の中国人雇用において顕著な変化が現れた。それまではと異なり三井物産は中国人の学卒者に注目し雇用するようになる。この点について、大連支店長の安川雄之助は、大正 2（1913）年 7 月 11 日の支店長会議の席上で「多ク支那人主義ニ依リテ小僧代リニ支那ノ学校ヲ出テタル支那人ヲ使用シ之ニ日本語ヲ研究セシメ地方ニ差出シタキ考ナリ」と述べている<sup>55)</sup>。すなわち、これまでの小僧に代わって中国人の学卒者を雇用して日本語を勉強させ奥地での業務を執行させたい、と考えていたのである。

天津支店でも同様に中国人の学卒者が使用されるようになる。第一次世界大戦期の天津支店は、棉花の奥地買付のために多くの中国人を雇い入れた。この時、天津支店は中国人の学卒者の雇用も開始した。同支店は、大正 7（1918）年に初めて中国の商業学校の卒業生を雇い入れた。その結果について天津支店の棉花支部主任だった三ツ矢勝治は、大正 7 年（1918）年 6 月 11 日の支店長会議の席上で、次のように報告している。

差当たり奥地へ出ス者トシテハ教養モ不充分ナレハ目下机上ノ事務ヲ当ラセ居ルト、支那ニ於テ日本ノ普通商業学校卒業生ヲ採用スルヨリハ支那人ノ前述卒業生ヲ使用スル方結果良キカ如シ、天津ノ如キ雑務ノ非常ニ多キ店トシテハ之ニ当ラシムルニハ支那人卒業生ヲ使用スル方得策ナルヤモ知レス<sup>56)</sup>。

すなわち、中国人の学卒者は奥地での業務には「教養」などの面で充分とは評価できないが、日本人の学卒者よりも良好な成績をあげる、と認識されたのである。それゆえ、三ツ矢は中国人の学卒者の雇用を推奨したのである。天津支店だけでなく、中国における三井物産のほかの

店舗も次第に中国人の学卒者を雇用するようになっていった<sup>57)</sup>。

## おわりに

三井物産は日清戦争以降、中国における業務の拡大にともないそれに適した人材の確保に迫られることになった。中国商人と直接取引をするために、三井物産は欧米商社に先駆けて中国において買弁を廃止した。しかし、三井物産のこの買弁の廃止は決して一様に実施されたのではなく、各支店や各業務の状況に応じて実施されたことを指摘しておきたい。

買弁廃止とともに、三井物産は支那修業生や清国商業見習生を育成し、中国での業務に当たらせた。先行研究では、これによって買弁の役目が完全に支那修業生や清国商業見習生に代行されて、中国人の従業員は不要になった、と捉えられている。しかし、事實は異なる。本稿で示したように、三井物産は買弁を廃止したあとに中国人を跑街や番頭として採用し、彼らに買弁の役目を代行させたのである<sup>58)</sup>。また、三井物産の中国人従業員は貨幣の鑑定や未開港地への進出さらには対日ボイコット運動への対応においても大きな役割を果たしたのである。

三井物産の中国進出において支那修業生や清国商業見習生の役割は確かに大きかった。しかし、その一方で中国人の雇用なしでは中国での商取引は不可能だったのであり、中国人従業員の役割を過小評価することはできないのである。

## <注>

- 1) 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3 明治38年』丸善株式会社、2004年、28頁。
- 2) 代表的な研究として、麻島昭一「戦前期三井物産の学卒社員採用—明治後半、大正期を中心として」(『専修経営学論集』第75号、2003年)、若林幸男『三井物産人事政策史』(日本経済評論社、2007年)を挙げることができる。
- 3) 山下直登「三井物産会社支那修業生制度の歴史的意義」『西南地域史研究』第4号、1980年9月。
- 4) 山藤竜太郎「三井物産の買弁制度廃止—上海支店に注目して—」『経営史学』第44巻2号、2009年9月。
- 5) 根岸侑の『買弁制度の研究』(日本図書、1948年)を参照した。中国においては、買弁は従来中国への経済侵略における帝国主義の手先として批判されてきたが、近年聶好春『買弁与近代中国経済発展研究 1840-1927』(貴州人民出版社、2014年)など買弁を評価する研究が中国で出されるようになった。
- 6) 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録6 明治40年』丸善株式会社、2004年、7-8頁。
- 7) 山下直登「三井物産会社支那修業生制度の歴史的意義」『西南地域史研究』第4号、1980年9月、315頁。
- 8) 益田孝『台香上出張復命書』1898年、三井文庫所蔵資料物産(以下物産と略称)410、16-19頁。
- 9) 益田孝『台香上出張復命書』1898年(物産410)、(上)12頁。
- 10) 益田孝『台香上出張復命書』1898年(物産410)、(上)11頁。
- 11) 三井文庫『三井事業史資料編四上』三井文庫、1971年、451頁。
- 12) 三井文庫『三井事業史資料編四下』三井文庫、1972年、67頁。
- 13) 三井文庫『三井事業史資料編四下』三井文庫、1972年、170頁。
- 14) 山下直登「三井物産会社支那修業生制度の歴史的意義」『西南地域史研究』第4号、1980年9月。

- 15) 山下直登「三井物産会社支那修業生制度の歴史的意義」『西南地域史研究』第4号、1980年9月、317頁。
- 16) 松本芳蔵『香港支店沿革』1924年4月（物産319-2）、11-12頁。
- 17) 松本芳蔵『香港支店沿革』1924年4月（物産319-2）、17-18頁。三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録1明治35年』丸善株式会社、2004年、70・250頁。苦力とは石炭の運搬などに従事する中国人の労働者である。
- 18) 松本芳蔵『香港支店沿革』1924年4月（物産319-2）、27頁。
- 19) 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、125頁。
- 20) 台南県内務部殖産課『南部台湾糖業調査』三井文庫所蔵資料台糖1、1901年、91-93頁。三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、72頁。根岸佑『買弁制度の研究』日本図書、1948年、218-220頁。
- 21) 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、70頁。
- 22) 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、72頁。台南県内務部殖産課『南部台湾糖業調査』三井文庫保存資料台糖1、1901年、99-101頁。根岸佑『買弁制度の研究』日本図書、1948年、220-222頁。
- 23) 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、72頁。
- 24) 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、74頁。
- 25) 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、72頁。
- 26) 根岸佑『買弁制度の研究』日本図書、1948年、219-220頁。
- 27) 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、75-76頁。矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』1929年、277-291頁。新式の製糖工場の不成功は一時の現象に過ぎず、1910年代以降、旧式の糖廠が新式の製糖工場に圧倒されるようになった。
- 28) 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、73-75頁。
- 29) 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、74頁。
- 30) 「香港支店詰使用人々名表」「香港支店使用中国人々名表」『支店、出張所巡察報告書』1893年（物産287）、頁数なし。
- 31) 日本経営史研究所『稿本三井物産株式会社100年史上』日本経営史研究所、1978年、208頁。
- 32) 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録6明治40年』丸善株式会社、2004年、8-9頁。渡辺はこの発言に続いて「能ク其上役ニ於テ監督鞭撻シ、即チ買弁ニ換フルニ土人ヲ利用シ之ヲ他ノ使用人同様任取扱ヒ行カハ大過ナカルヘキモ、支店長ニ更迭アリ又ハ当該掛ニ変更アル毎ニ知ラス識ラス心ヲ緩ムルニ至ルノ弊アルヲ免カレス、近クハ香港ニモ其例アリ殷鑑遠カラズ、斯ノ如キ失態ノ再ヒ起ラサル様此機会ヲ利用シテ切ニ諸君ニ望ム所ナリ」と述べている。すなわち、香港の買弁による盗炭事件を踏まえて中国人職員への監視の重要性を説いたのである。
- 33) 石田清直『芝罘商業事情一斑』1898年（物産412）、155-156頁。
- 34) 益田孝『自叙益田孝翁伝』長井実、1939年、327頁。開港当初の日本において、日本に進出した欧米商館の多くは中国人特に広東人の買弁を使用していた。
- 35) 益田孝『台香上出張復命書』1898年（物産410）、（上）9頁。復命書の中で、益田は「我社ニ於テモ此制ニ則リ上海及香港支店ニ跑街ヲ設ケ常ニ取引先其外ヲ訪問シ要務ヲ聞き商況ヲ採リ之ヲ報告セシムル」と記している。
- 36) 「上海支店打合要領報告」『三井物産会議録』1898年（物産141）。「上海支店打合要領報告」は、跑街の設置だけでなく、「各掛へも性質正直なる支那人を付属せしめ備使に供することあるへし、但此場合にはガランチャーを差入れしむる事」と定めている。
- 37) 「上海支店服務規程」『達』1898年12月10日（物産65-1）。
- 38) 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録1明治35年』丸善株式会社、2004年、320頁。
- 39) 石田清直『対清貿易及長江視察ニ就テ』1900年（物産422）、頁数なし。錢莊とは中国における旧式の金融機関である。明代には両替を本業とし、清代中期より銀行業をも兼ねる。
- 40) 三井文庫『三井事業史資料編四上』三井文庫、1971年、96頁。

- 41) 三井物産合名会社『三井物産事業報告書』1897年下半期、21-22頁。中国では、これらの外国の商社に使役されていた中国人の番頭は華經理 (Chinese manager) と呼ばれた。
- 42) 三井文庫監修『三井物産支店長会議事録6明治40年』丸善株式会社、2004年、322頁。
- 43) 三井文庫監修『三井物産支店長会議事録6明治40年』丸善株式会社、2004年、324頁。
- 44) 三井文庫監修『三井物産支店長会議事録5明治39年』丸善株式会社、2004年、41頁。
- 45) 三井文庫監修『三井物産支店長会議事録6明治40年』丸善株式会社、2004年、325頁。
- 46) 許添新、呉承明編『中国資本主義発展史』第2巻、社会科学文献出版社、2007年、164頁。
- 47) 益田孝『台香上出張復命書』1898年(物産410)、上12頁。石田清直『対清貿易及長江視察ニ就テ』1900年(物産422)、頁数なし。
- 48) 吉田虎雄『支那貿易事情』民友社、1902年、497頁。
- 49) 三井銀行上海支店は1924年『買弁制度』と題する報告書を出した。
- 50) 三井文庫監修『三井物産支店長会議事録6明治40年』丸善株式会社、2004年、487頁。張家口が開港場となったのは大正3(1914)年のことである。
- 51) 『中外商業新報』の特派員清水生は大正11(1922)年2月13日付の「対支取引の仲介機関支那買弁の得失」と題する記事の中で「嘗て在上海の某日本商人が買弁を廃して直接取引上を行った事があった、当時英米其他の外商等は中間利益壟断の根元を除去し対支取引の大成功であると賞賛したが、之れがために其商人は支那商人に対する意志の疎通を欠き自ら孤立の地位に陥って英米其他の外商等に日貨排斥の機会を与え酷い目に会った事がある」と記している。
- 52) 三井文庫監修『三井物産支店長会議事録9大4年』丸善株式会社、2004年、123頁。
- 53) 三井文庫監修『三井物産支店長会議事録13大正8年』丸善株式会社、400頁。
- 54) 三井文庫監修『三井物産支店長会議事録14大正10年』丸善株式会社、2005年、317頁。
- 55) 三井文庫監修『三井物産支店長会議事録8明治44年大正2年』丸善株式会社、2004年、72頁。
- 56) 三井文庫監修『三井物産支店長会議事録12大正7年』丸善株式会社、2004年、101頁。
- 57) たとえば、雇用していた中国人の学卒者が非常に有益だったので、青島支店長の桜井信四郎は、大正10(1921)年6月29日の支店長会議の席上でなるべく中国人を使用すると明言している(三井文庫監修『三井物産支店長会議事録14大正10年』丸善株式会社、2005年、574頁)。
- 58) この点については、三井物産業務課長の赤羽克己が大正4(1915)年7月8日の支店長会議の席上で『「コンプラドー」ノ制度ノ利害ハ疑問ナルモ若シ適当ノ人ヲ得ルニ於テハ買弁的ニ彼等ヲ利用スル途ヲ講スルノ価値アルヲ認ム』と述べていることも付け加えておきたい(三井文庫監修『三井物産支店長会議事録9大正4年』丸善株式会社、188頁)。

主指導教員(麓慎一教授)、副指導教員(向山恭一教授・柴田幹夫准教授)